

別添 3 : 改正後全文

平成 16 年 8 月 30 日

医政発第 0830001 号

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

へき地等病院医師確保支援特別対策の実施について

本年 2 月 26 日に地域医療に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた「へき地を含む地域における医師の確保等の推進について」(別添 1 参照)において、当面の取組のひとつとして、「臨床研修必修化に伴う当面の影響等に対応し、へき地等を含む地域の医療の確保に不可欠であって医師の確保が特に困難と認められる病院について、医師の確保や病院機能の見直し等の計画的な取組を促進・支援するため、医師配置標準の取扱いも含めた特別措置を早急に検討し、導入する」とされたことを踏まえ、へき地等病院医師確保支援特別対策として、医師の配置標準の特例措置について、平成 16 年 8 月 27 日付けで医療法施行規則の一部を改正する省令(平成 16 年厚生労働省令第 123 号)が公布され、同日施行されるとともに、医師確保及び病院機能の見直し等の支援措置を左記のとおり実施することとしたので、その旨御了知いただくとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

また、貴管下保健所設置市、特別区等に対しては、本通知の趣旨等について貴職より周知されるとともに、医師の配置標準の特例措置の診療報酬上の取扱いについて、関係機関とより一層の連携が図られるよう御配慮願いたい。

記

第 1 医師配置標準の特例措置

1 病院に置くべき医師の員数の特例

(1) 特例が認められる病院

次の要件の全てに該当する病院から、当該病院の開設許可の申請書に記載された医師の定員を 3 年間に限り減じようとする旨の申請があった場合には、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を踏まえ、医療法第 7 条第 2 項の規定により、当該病院に係る医師定員の変更を暫定的に

許可できるものとする。

ア 次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。

（ア） 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

（イ） 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地

（ウ） 山村振興法の規定により振興山村として指定された山村

（エ） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

イ 当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものであること。

ウ 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められること。

（2）申請書に添付すべき計画書

（1）の申請を行う病院は、申請書に、医師の確保に向けた取組及び病院機能の見直し等当該病院における医師の充足率の改善に向けた取組を記載した計画書を添付しなければならない。

（3）適用される医師配置標準の特例

（1）の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して3年を経過する日までの間は、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただし、医師3人という最低の員数は下回らないものとする。

（4）留意事項

① 1（1）による定員の変更許可に当たっては、現行の算定式の90%相当までの減が認められるものであること。

② 1（1）アにいう「これに準ずる市町村」とは、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村を想定しているものであること。なお、平成14年の医師・歯科医師・薬剤師調査によれば、全国平均の人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数は195.8人となっている。また、へき地等を有する市町村が市町村合併の対象となった場合において、当該旧市町村に所在する病院から申請があった場合には、

これに該当するかどうか個別の状況に応じて判断されるものであること。

- ③ 1 (1) ウにいう「なお医師の確保が著しく困難な状況」とは、医師配置標準に対する充足率が 60 % を下回っている等の状況にあることをいうものであること。
- ④ 1 (2) の特例は、医療法施行規則第 49 条の適用を受ける病院が許可を受けた場合にも同様の取扱とするが、この場合には最低の員数は第 49 条の場合と同様に 2 人とするものであること。
- ⑤ 1 (2) の特例は、医療法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 8 号) 附則第 15 条、第 16 条第 2 項又は第 17 条の適用を受ける病院が許可を受けた場合にも同様の取扱とするものであること。

2 施行期日

平成 16 年 8 月 27 日から適用する。

第 2 医師確保及び病院機能の見直し等の支援

1 医師確保等の支援

第 1 の医師配置標準の特例措置により都道府県知事の許可を受けた病院における医師確保等を支援するため、今般「へき地保健医療対策実施要綱の一部改正について」(平成 16 年 8 月 30 日医政発第 0830003 号医政局長通知)によりへき地保健医療対策実施要綱を改正し、当該許可を受けた病院への定期的な医師の派遣を行う「へき地医療拠点病院」等について医師派遣等に係る経費を補助することとする。

2 病院機能の見直し等の支援

- (1) これらの病院が民間病院である場合には、医療施設近代化施設整備補助金 (優先採択とする。)、独立行政法人福祉医療機構の貸付け、税制を活用し、支援を行う。
- (2) これらの病院を含めて、施設の財産処分 (転用等) に伴う補助金の返還が生ずる場合については、「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」(平成 16 年 6 月 3 日医政発第 0603002 号・健発第 0603003 号・障発第 0603001 号・雇児発第 0603001 号・保発第 0603002 号厚生労働省医政局長、健康局長、障害保健福祉部長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長連名通知)により、地域再生計画

の枠組みを活用し、一定の条件の下に、補助金の返還を不要としているところである。（別添 2 参照）

第 3 医療計画との関係

第 1 及び第 2 に掲げる特別対策を実施する場合は、医師確保対策、病床の偏在の解消策等と整合的に実施することが適当であることから、各都道府県におかれては、可能な限り、当該措置を都道府県が策定する医療計画に位置付けて実施するよう努められたい。